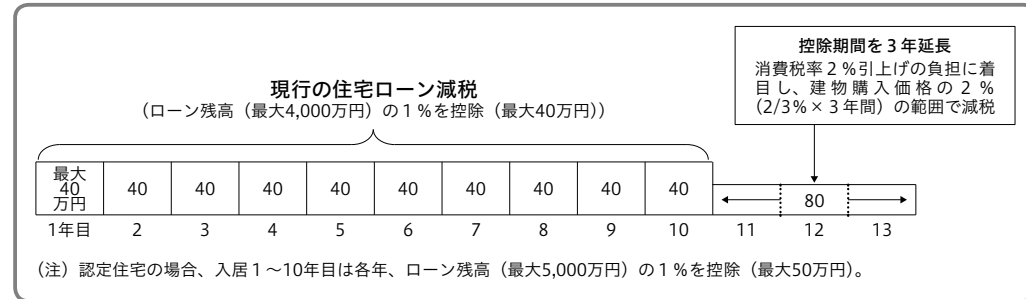


Part 03 平成31年度改正を中心とした
主要改正事項のポイント

図表2 拡充イメージ（一般住宅の場合）



(出所) 自民党税調資料(一部修正)

1 個人所得課税

消費税増税に伴い
住宅ローン控除の期間を3年間延長

ふるさと納税の対象を厳格化。婚姻歴の有無によるひとり親間の格差を解消

1 見直し
住宅ローン控除の
見直し

消費税率10%に引き上げられてから2020年末までに購入した住宅については、住宅ローン控除の期間を3年間延長し、消費税率が増加した2%分を税額控除で返金することとした。

(1) 見直しの概要

今回の改正は、2019年10月の消費税率引上げにあたって、住宅に係る需要の変動を平準化するために設けられた規定である。すなわち、消費税率の引上げ時から2020年末までの間、消費税率10%が適用される住宅を取得等し居住の用に供した場合については、住宅ローン控除の控除期間を3年間延長し、13年とすることにより、控除額を増加させるというものである。

図表1 住宅ローン控除の具体的な控除額

| | 控除額 |
|---------------------------|---|
| 1～10年目 | ①年末借入残高×1% ・年末借入残高の限度額は 特定取得以外の場合：2,000万円 特定取得（一般）の場合：4,000万円 特定取得（認定住宅）の場合：5,000万円 |
| | ②土地建物の購入価格×1% ・建物の購入価格は税込金額 ・「補助金の交付を受けた場合」または、「直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等を適用した場合」は控除後の金額 |
| | ③①と②いずれか少ない金額 |
| 11～13年目 (消費税率10%の場合のみ) | ①年末借入残高×1% ・年末借入残高の限度額は 特定取得（一般）の場合：4,000万円 特定取得（認定住宅）の場合：5,000万円 |
| | ②建物の購入価格×2%÷3 ・建物の購入価格は税抜金額 (4,000万円または5,000万円限度) ・「補助金の交付を受けた場合」または、「直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等を適用した場合」には控除前の金額 |
| | ③①と②いずれか少ない金額 |

その際、11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担分が控除額の上限とされた。なお、その他の要件は、改正前の住宅ローン控除の要件と同様である。

(2) 具体的な控除額

具体的な控除額は、図表1のとおりである。
つまり、最大で消費税率が増加

した2%（8%→10%の差額）を3年間（11年から13年目）で税額控除として返金（控除）するということである。
なお、入居11年目から13年目についても、現行制度と同様に、控除額を所得税額から控除できない場合には、住民税額から控除できる（所得税の課税総所得金額等×7% 最高13・65万円）。

この改正（3年の追加特例）は、消費税率2%引上げ分の負担が景気に与える影響を考慮した制度である。このため、対象期間は1年3ヵ月（2019年10月1日～2020年12月31日の居住）と短い期間とされている。また、2019年10月1日以降の取得であっても、消費税率等の経過措置により8%の消費税率が適用される場合や、中古住宅を事業者でない個人から購入した場合には、適用されないのに注意が必要である。ただし、8%の消費税率が適用された住宅を取得した場合や中古住宅を事業者でない個人から購入した場合であっても、他の要件を満たせば、通常の10年間の住宅ローン控除の適用はある。

(3) すまい給付金
消費税率の増税に伴い、住宅ロ

ーン控除と併せて覚えておきたいのが、すまい給付金である。
消費税率10%時は最大50万円
すまい給付金が受け取れる

すまい給付金とは、消費税率引上げによる住宅取得者の負担を緩和するために創設された制度である。消費税率8%のときは、収入額の目安が510万円以下の人を対象に最大30万円が、10%のときは、収入額の目安が775万円以下の人を対象に最大50万円が給付される。

このすまい給付金を受け取った場合は、一時所得の収入金額とされるが、一時所得には50万円の特別控除があるため、同年に他の一時所得がなければ、実際に課税されることはない。
本制度は新築住宅はもちろん、中古住宅も対象となる。ただし、指定の検査を受けるなど、住宅の品質や耐久性等が確認できる

2 見直し
ふるさと納税の

全国各地の地域活性化を目的とする「ふるさと納税」だが、その趣旨を逸脱するような過度の返礼品を送付している地方公共団体は、総務大臣の判断でふるさと納税の対象外とすることができるようになった。

(1) 制度の概要

個人所得課税の寄附金控除は、所得税においては（寄附金12000円）が所得控除、住民税においては（寄附金12000円）×10%が税額控除（基本控除）される。地方公共団体に対